

## 令和5年度 いじめ防止対策プログラム 全体計画

### □基本理念

- ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ②いじめの影響や問題について、生徒が理解を深められるようにする。
- ③家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。
- ④お互いに思いやる気持ちを持った言動により、いじめを「しない・させない・見逃さない」集団を作る。
- ⑤生徒に寄り添い対話を重視し、早期発見、早期対応する教育の実践と居場所づくりのための自己肯定感の醸成を図る。
- ⑥職員会議等において共通理解を図るとともに、「チーム学校」として組織的な推進体制を充実させる。  
また、研修を通して教職員の資質向上及び指導力向上に努める。
- ⑦いじめ問題等の未然防止に向けた取組を推進する。
- ⑧いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。

### □基本構想

職員研修・家庭地域啓発体制等	<ul style="list-style-type: none"><li>① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。</li><li>② PDCAサイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策の検証を行う。</li><li>③ いじめ対策推進委員会を月に1回程度開催し、情報の共有化、いじめの積極的な認知に努める。</li><li>④ いじめ問題の事例研修をはじめ生徒指導に関する校内研修を年間2回実施する。(4月・8月)</li><li>⑤ SC・SSWとの連携を図り、生徒対応や相談活動の方法を身につける。</li><li>⑥ いじめはどの学校においても起こりうる問題と捉え、早期発見や対応方法について学ぶためのPTA、学校園連携において研修を行い、また情報交換を確実にし、連携の強化に努める。</li><li>⑦ いじめ防止の啓発チラシを保護者に配布する。</li></ul>
未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① 「いじめ防止啓発月間」(9月)に「いじめ防止」の啓発を実施する。</li><li>② 生徒総会において過ごしやすい学校にするための意見交換を行い、生徒による活動の基盤とする。</li><li>③ 毎月、生徒会評議員会より充実した学校生活を送れるための提案を行い、学級生徒会で取り上げ、身近な問題に注目する。(あいさつ運動、モーニングクリーン、風紀点検、自転車点検)</li><li>④ 道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を行う。</li><li>⑤ 生徒のコミュニケーション能力向上のために、「コミュニケーション・トレーニング」を継続実施し、トラブル防止に繋げていく。</li><li>⑥ インターネット等を通じて行われるいじめ対策では情報モラル教室を実施し、生徒、保護者共にSNS等の利用ルールとその危険性、有用性を周知する。</li><li>⑦ 友だちの身近な善行と感謝を共有することにより自己有用感、自己肯定感を高める取組を行う。(スマイルエピソード、ありがとうカード)</li><li>⑧ いじめ問題について生徒が「主体的」に考え解決しようとする取組を推進する。</li><li>⑨ 清掃、緑化などを通じて心を育む環境を整える。</li></ul>
早期発見・早期対応に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。</li><li>② 「学校生活に関するアンケート(アセス)」を年2回実施し、早期発見に努める。</li><li>③ 「心の相談アンケート」を年2回実施し、子どもの実態を把握する。</li><li>④ 教育相談週間を年2回設定する。(6月・11月)</li><li>⑤ 定期的に「生活相談票(いじめを含む悩み等の相談)」を実施し、悩み等の把握に努める。</li><li>⑥ 些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。</li><li>⑦ 毎日の生活ノートを活用し、生徒の心の変化を掴むようとする。</li><li>⑧ 家庭・地域にホームページや各種便りを通じて情報を発信する。</li><li>⑨ SC・SSWとの連携を強化し、早期発見、早期対応に努める。</li><li>⑩ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。</li><li>⑪ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。</li></ul>